

佐賀県告示第 415 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

平成 30 年 10 月 30 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

| 名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|--------------------|----------------------|------------------|
| 医療法人社団栄寿会古賀小児科内科病院 | 杵島郡江北町大字上小田 280 番地 1 | 平成 30 年 5 月 31 日 |
| 神埼クリニック | 神崎市神埼町田道ヶ里 2396 番地 | 〃 |
| 佐野歯科・矯正歯科クリニック | 佐賀市久保田町大字徳万 173 番地 1 | 〃 |